

# 東京都島嶼町村議会議長会規約

昭和 33 年 4 月 1 日制定

改 正 昭和 42 年 12 月 25 日

昭和 44 年 12 月 1 日

平成 26 年 2 月 18 日

(名称及び組織)

第 1 条 本会は、東京都島嶼町村議会議長会と称し、島嶼各町村議会の議長をもって組織する。

(事務局の位置)

第 2 条 本会は、事務局を東京都港区海岸 1 丁目 4 番 1 5 号に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、地方議会の円滑なる運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

- (1) 町村議会運営の研究
- (2) 地方自治の振興発展に関する調査研究
- (3) 町村自治機関及びその他公共団体との連絡調整
- (4) その他目的達成上必要な事項

(会議)

第 5 条 本会の会議は総会とする。総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年 1 回これを開き、臨時総会は会長において必要と認める場合にこれを開く。

(招集)

第 6 条 総会は、会長がこれを招集する。

2 構成員の 3 分の 1 以上から、会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

(定足数及び表決)

第 7 条 総会は、その構成員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 前項の会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長はその構成員として議決に加わる権利を有しない。

(代理委任)

第 8 条 会議に出席できない構成員は、代理人を定め議決権を行使することができる。但し、代理人はあらかじめ委任状を提出しなければならない。

2 前項の代理人は、関係町村議会の議員でなければならない。

(議長の職務)

第 9 条 総会における議長の職務は、会長がこれを行う。会長に事故ある場合は、副会長がその職務を代理し、会長、副会長ともに事故があるときは、その会議に出席している者のうちから仮議長を選挙し、その者をして議長の職務を行わせる。

(役員を選任)

第 10 条 本会に会長 1 名、副会長 1 名及び監事 1 名を置く。

2 会長、副会長及び監事は、総会において会員の中からこれを選任する。

(役員職務)

第 11 条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第 12 条 会長、副会長及び監事の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が町村議会議長の職を離れたときは、役員としての職を失う。

4 役員が退任しようとするときは、総会の同意を得なければならない。

(職員)

第 13 条 本会に、事務局長 1 名及び主事若干名を置き、会長がこれを任免する。

(経費)

第 14 条 本会の必要経費は、東京都島嶼町村会予算をもって、これに充てる。

(規約の変更)

第 15 条 この規約は、総会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規約は、昭和 33 年 4 月 1 日からこれを施行する。

附 則 (昭和 42 年 12 月 25 日)

この規約は、昭和 42 年 12 月 25 日からこれを施行する。

附 則 (昭和 44 年 12 月 1 日)

1 この規約は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行し、規約第 1 4 条については、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。

2 監事は、別に定めるところにより、その職務を行うものとする。

3 この規約施行に伴い、現に在任する役員任期は、昭和 45 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 26 年 2 月 18 日)

この規約は、平成 26 年 2 月 18 日から施行する。